

第3号議案 規約の改正について

1 改正理由

道路運送法（以下「運送法」という。）改正により、一般乗用旅客自動車運送事業に係る協議運賃制度が創設され、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、協議方法等の取扱いが変更となったため。

2 改正内容

佐賀市地域公共交通協議会規約の一部を、新旧対照表のとおり改正する。

佐賀市地域公共交通協議会規約の一部改正新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事。</p> <p>(2) 地域公共交通計画の実施に係る協議に関する事。</p> <p>(3) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事。</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な旅客自動車運送事業の態様及び運賃、料金等に関する事。</p> <p>(5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事。</p> <p>(6) 市の地域交通施策の推進に関する事。</p> <p>(7) 地域公共交通確保維持改善事業の計画の作成、変更、実施、評価に関する事。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事。</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事。</p> <p>(2) 地域公共交通計画の実施に係る協議に関する事。</p> <p>(3) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事。</p> <p><u>(4) 地域の実情に応じた適切な旅客自動車運送事業の態様及び運賃、料金等に関する事。</u></p> <p>(5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事。</p> <p>(6) 市の地域交通施策の推進に関する事。</p> <p>(7) 地域公共交通確保維持改善事業の計画の作成、変更、実施、評価に関する事。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事。</p>

佐賀市地域公共交通協議会規約（案）

（目的）

第1条 佐賀市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行い、また、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要な交通手段の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスに必要な事項を協議するとともに、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の規定に基づき、地域公共交通確保維持改善事業に関する協議を行うため設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の实情に応じた適切な旅客自動車運送事業の態様等に関すること。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 市の地域交通施策の推進に関すること。
- (7) 地域公共交通確保維持改善事業の計画の作成、変更、実施、評価に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長、副会長及び監事は、委員の互選により選任することとする。
 - 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 監事は、毎年度において協議会の会計監査を行うものとし、その結果を協議会の会議において報告する。
 - 6 会長、副会長及び監事は、相互にその職を兼ねることができない。

（事務局）

第5条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、佐賀市都市戦略部交通政策課内に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局次長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 議決を要する事項については、会議に出席した委員（代理人を含む。以下「出席委員」という。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開とすることができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から資料を提出させ、又は当該者に会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 会議は、書面によって開催し、書面によって表決することができるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、委員その他の関係者はこれを尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 会長は、第2条各号に掲げる協議事項に関して、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会は、第3条に定める委員その他協議会が必要と認める者で組織する。

3 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(財務に関する事項)

第9条 協議会に係る経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員（「地域公共交通の利用者」に限る。）及び第6条第5項並びに第8条第3項の規定により会議に出席した者は、会議出席に応じて報酬及び費用弁償を受けることができる。

(協議会の解散等)

第11条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年3月17日から施行する。
- 2 この規約の施行の際に、委員となる者の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、施行の日から令和6年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和5年6月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
佐賀市
公共交通事業者
一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会
道路管理者
九州運輸局佐賀運輸支局
運転者が組織する団体
佐賀県公安委員会
地域公共交通の利用者
学識経験者
佐賀県
市長が必要と認める者

